別表第１（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助対象限度額 | 補助率 | 補助限度額 |
| 次に揚げる要件（1）(2)のどちらかに該当する者。　(1)特別警戒区域の指定前から、同区域内の住宅に居住する者(2) (1)以外の者で、原則、特別警戒区域の指定以前から、同区域内の住宅又は土地を所有し、若しくは借地する者。かつ税の滞納がない者。 | 　区域内の既存住宅及び区域内の住宅の建て替え等を行う際の除却及び建築物の外壁の強化又は防護壁の設置に要する経費。区域外に移転し住宅の建て替えに伴う宅地造成に要する経費。 | ①（住宅の除去）　　住宅の除去に要する費用。　②（外壁及び防護壁の設置）外壁の強化又は防護壁の設置した延長(少数第1位までとし、少数第2位を切り捨てる。)に（1）又は（2）の基準単価を乗じ、（3）の設計費を加えた額。（1）外壁を強化した場合　　　130,000円/ⅿ（2）防護壁を設置した場合　　ア　高さ2m以下　　　140,000円/ⅿ　　イ　高さ2m超え　　　190,000円/ⅿ※構造については、建築基準法（告示383号）に規定する構造とする。③（宅地造成）　宅地造成に要する費用。※構造については、宅地造成等規制法に規定する構造とする。④（設計するための費用）　上記②、③については、関係法令に規定した構造とする。　　　　500,000円/戸　ただし、当該算出額が補助事業費の実績額を超える場合は、当該実績額を補助対象経費とする。 | 左記①左記②左記③3/4以内左記④10/10 | 1戸当たり(除却)木造345,000円非木造480,000円(外・防護壁)2,000,000円(宅地造成)2,000,000円(設計費用)500,000円 |